第32回

地方の若手弁護士に聞く—千葉県四街道市編—

聞き手：新進会員活動委員会委員　新名 由美子（61期）

新進活動委員会による地方の若手弁護士へのインタビューの第7弾として，千葉県弁護士会の松田和哲弁護士（現行61期）に，千葉県の四街道市で早期独立した若手弁護士の現状についてお話をうかがいました。

——まずは四街道市について，ご紹介下さい。

四街道市は，都心から40キロ圏内，千葉市に隣接している人口約8万8千人のベッドタウンです。

地裁の支部は佐倉，一宮，松戸，木更津，館山，八日市場，佐原の7カ所にあり，四街道市は佐倉支部に属します。

——出身地・修習地はどこですか。また登録してから現在までの経緯についても教えて下さい。

出身地は四街道市，修習地は千葉でした。平成20年9月に千葉県松戸市にある事務所に就職し，平成22年9月に四街道市で独立開業し現在に至ります。

——四街道市で独立開業した理由を教えて下さい。

生まれ育った地元で，且つ当時登録弁護士がいなかったというのが大きな理由です。また四街道市は，以前千葉市との合併案を住民投票で白紙にしたことがあります。そういう意味では，将来的に合併により千葉市の弁護士になってしまうこともなく，生涯「地元・四街道市の弁護士」として活動できそうだということにも魅力を感じました。

——千葉県弁護士会の登録人数は何人ですか。

平成23年4月末現在で539人，59期以降は約200人です。千葉県は弁護士過密地区と過疎地区が共存しているのが特徴であり，本庁，松戸支部，京葉支部に登録が集中し，逆に登録人数が2～3人といった支部もあります。私が在籍していた当時の松戸支部は80人程度，現在籍をおく佐倉地区は20人程度が登録しています。

会員数は多いですが，千葉県には「寄合民主主義」の伝統がいきています。年2回の総会は，委任状による議決権の行使が認められていないため，多くの会員が一堂に会し，会務について熱く議論しています。

——以前登録されていた松戸支部と，現在の佐倉地区に，それぞれ特色や違いはありますか。

裁判所の支部としては取扱い事件や雰囲気など大きな違いはないと思います。

ただ，弁護士会の支部としては特徴が大きく異なります。

松戸支部は，千葉県の中でも歴史的に大変独自性が強く，まとまりがある，結束力の強い支部です。この様な支部は他にはありません。委員会も独自のものがありますし，また国選や法律相談も松戸支部独自の名簿があります。松戸支部の会員に本庁の事件が配点されることはありませんし，松戸支部以外の会員に松戸支部管轄の事件が配点されることもありません。

これに対して佐倉地区は，今後支部として発展していこうとしている段階であり，本庁と一体化した存在です。

現在は本庁の名簿に登録しておりますので，松戸管轄以外の事件が全て配点されます。

したがって，現在は鴨川や銚子など一日がかりで行くような遠方での法律相談にも行っています。私の移動手段は電車ですが，千葉県での弁護士活動には車が必要だと感じています。

——若手の独立事情につきお聞かせ下さい。

平均して5年程度で独立をする若手が多いように思います。ただ最近はいわゆる即独の弁護士もおり，62期でも2～3人いると聞いています。

松田 和哲弁護士（現行 61 期）

千葉県四街道市出身。同志社大学法学部法律学科卒業。千葉修習を経て2008年９月 弁護士登録。2010年９月 四街道市で法律事務所開設。

――裁判員事件の受任件数はどの位ですか。

裁判員対象事件の国選名簿登録者の過半数は若手弁護士で構成されており，私も既に３件が終了し現在も２件受任しています。若手の受任件数が多い背景事情として，成田空港での覚せい剤の密輸事件など裁判員対象事件数が多い一方で，若手以外の法テラス契約弁護士が少ないことが挙げられます。中には既に５件が終了，今現在も４件受任しているという若手もいます。

国選の裁判員対象事件は，原則複数選任で担当する方針です。そこで，裁判員名簿に登録していなくても，同期などから２人目の弁護人として声が掛かることも多々あります。経験不足を不安視する声もありますが，新しい分野に若手同士で組んでチャレンジしている，いわば開拓者のような意気込みで頑張っています。

――取扱い事件にはどのようなものがありますか。

独立当初は，国選事件のみを前の所属事務所から持って出た関係もあり，刑事事件が多かったのですが，現在では少年事件に絞って国選登録をしているため刑事事件の割合は減ってきました。そのかわり増えてきたのが，事務所のホームページを見て来所される地元の方々の一般民事事件や家事事件です。その他，法テラスの扶助事件も積極的に扱っています。

――事件受任のきっかけにはどのようなものがありますか。

今のところ，弁護士会や法テラスの法律相談が中心です。早期独立を心配いただいているのか，同期や先輩の弁護士からの紹介も多く頂いております。最近，ホームページ等の広告をみて来所される地元の方も多くなりました。また地元の昔からの知り合いから事件を頼まれることも増え，地元で独立したメリットを感じています。

――委員会等の会務活動はどの程度されていますか。

子どもの権利委員会と公害対策・環境保全委員会，裁判員制度対策委員会の３つに所属しています。

特に，少年事件，子どもの権利擁護には大変関心があり，日弁連の子どもの権利委員会にも所属しています。また千葉県の虐待アドバイザーも拝命し，児童相談所からの相談も受けています。

千葉県の会務活動は大変活発で，期を超えた密な人間関係を築くことができます。私自身，先輩弁護士から公私に亘り多くを学ばせていただいております。

――東日本大震災への取り組みについて教えて下さい。

千葉県は，大きな震災被害を受け，旭市や浦安市，我孫子市に被害が集中しました。３月末に弁護士会から要請を受け旭市の避難所へ法律相談に行ってきました。

東京湾岸や利根川沿いの液状化による大規模被害とそれに対する法的対応は，今回の震災で初めてクローズアップされた問題ではないかと思います。今後の先例ともなるような新しい法律問題を解決していくということは，非常に難しいことである反面，やりがいも感じています。

――今後の目標やプランがあったら教えて下さい。

とにかく初志貫徹，地元密着の弁護士として，地域に根ざした弁護士活動をしていきたいと考えています。

また，少年事件，子どもの権利擁護問題に大変魅力を感じていますので，今後も力を注いでいきたいと考えています。